

福岡県公報

令和2年3月27日
第 89 号

目次

告 示 (第285号 - 第318号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○救急病院の認定	(医療指導課)	2
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	9

○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	9
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	10
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	10
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	10
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	10
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	10
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	11
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	12
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	12
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	12

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金の承認	(福祉総務課)	13
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	18
○福岡県立久留米スポーツセンター陸上競技場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	18
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	19
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(廃棄物対策課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	21
○令和元年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(生活衛生課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	22
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	22

- 公共測量の実施 (県土整備総務課)22
- 公共測量の実施 (県土整備総務課)22
- 公共測量の終了 (県土整備総務課)23
- 公共測量の終了 (県土整備総務課)23
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (生活安全課)23

教育委員会

- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課)23
- 福岡県指定史跡の指定 (教育庁文化財保護課)23
- 福岡県指定有形文化財の追加指定 (教育庁文化財保護課)24

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課)24
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課)27

告 示

福岡県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
			前	嘉穂郡桂川町大字土居820番5 先から 嘉穂郡桂川町大字吉隈269番162 先まで	6.7 ～ 35.4	1,981.9	

飯 塚 県道	豆 田 築 線	前	後	後	うち県道桂川下秋月線重用延長539.6メートル
		嘉穂郡桂川町大字土居820番5 先から 嘉穂郡桂川町大字土師1117番8 先まで	7.1 ～ 50.2	1,319.2	
		嘉穂郡桂川町大字土居820番5 先から 嘉穂郡桂川町大字吉隈269番162 先まで	6.7 ～ 35.4	1,981.9	
		嘉穂郡桂川町大字土居820番5 先から 嘉穂郡桂川町大字土師1117番8 先まで	7.1 ～ 50.2	1,319.2	うち県道桂川下秋月線重用延長539.6メートル

福岡県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	豆 田 築 線	嘉穂郡桂川町大字土居820番5先から 嘉穂郡桂川町大字土師1117番8先まで

福岡県告示第287号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
社会保険仲原病院	糟屋郡志免町別府北2-12-1	
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	
医療法人社団医王会朝倉健生病院	朝倉市甘木151-4	
独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院	久留米市櫛原町21	
医療法人松風海内藤病院	久留米市西町神浦ノ一1169-1	
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	
独立行政法人地域医療機能推進機構福岡ゆたか中央病院	直方市大字感田523-5	
田川市立病院	田川市大字楠1700-2	
地方独立行政法人川崎町立病院	田川郡川崎町大字川崎2430-1	

福岡県告示第288号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第285号）により指定した北九州農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
北九州地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

（「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県八幡農林事務所農山村・農業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市黒木町北木屋3番1先から 八女市黒木町湯辺田627番9先まで	7.3 ～ 45.4	5,250.8
			前	八女市黒木町本分1622番2先から 八女市黒木町湯辺田627番9先まで	9.3 ～ 84.0	2,106.0
			後	八女市黒木町北木屋3番1先から 八女市黒木町湯辺田627番9先まで	7.3 ～ 45.4	5,250.8
			後	八女市黒木町本分1622番2先から 八女市黒木町湯辺田627番9先まで	9.3 ～ 188.0	2,106.0

福岡県告示第290号

漁業共済の加入区の設定（平成27年3月福岡県告示第191号）の一部を次のように変更

したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

表中

姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち旧姫島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	を
-------	----------------------------	---------------------------------	---

姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち旧姫島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業、小型定置網漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業	に、
-------	----------------------------	---	----

弘加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち旧弘漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業	を
------	----------------------------	-------------------------	---

弘加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち旧弘漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業	に改め
------	----------------------------	---	-----

る。

福岡県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年9月福岡県告示第1420号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
注連原	うきは市浮羽町田籠（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小松堀	うきは市浮羽町小塩（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小松堀(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
注連原	うきは市浮羽町田籠（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小松堀	うきは市浮羽町小塩（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
注連原	うきは市浮羽町田籠（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
小松堀	うきは市浮羽町小塩（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第294号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

令和2年3月27日

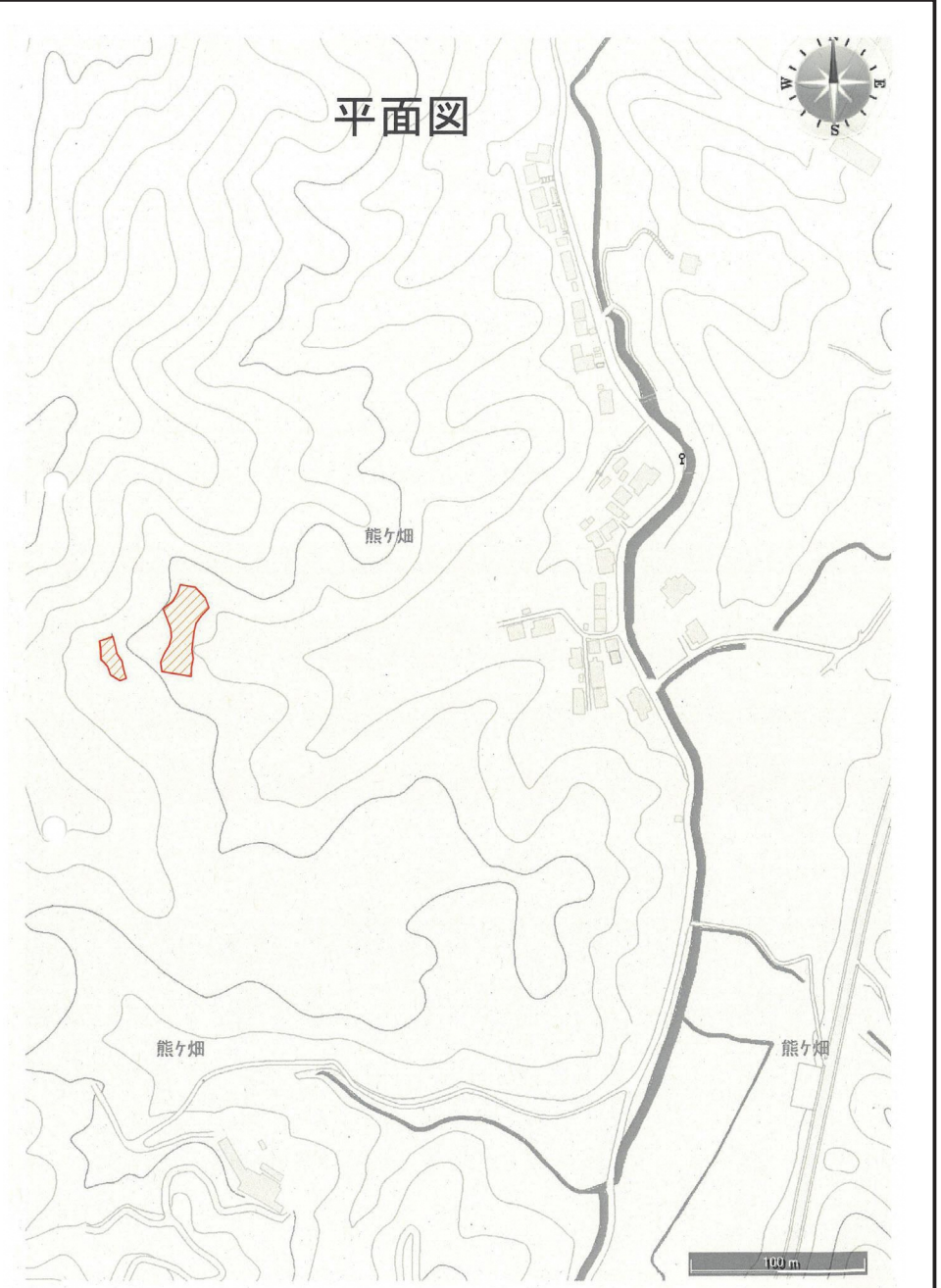
福岡県知事 小川 洋

1 指定する区域

嘉麻市熊ヶ畑のうち、別紙平面図中斜線で示された部分に該当する区域

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（法第19条の8第1項の規定に基づく措置に相当する措置であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の32第3号の規定に該当する措置）が講じられた埋立地



福岡県告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田177の1、194の1、291の1、291の6、326、291の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字小山田38の4、39の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第297号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町勝山上矢山字清水1374、1375、字峠筋1444の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水1374・1375・字峠筋1444の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第298号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字馬場690、887の1、888、908の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柄杓田	北九州市門司区柄杓田（別紙図面1に示す区域のとおりに）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第508号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柄杓田	北九州市門司区柄杓田（別紙図面1に示す区域のとおりに）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおりに

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柄杓田	北九州市門司区柄杓田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥田1丁目(1)	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥田1丁目(2)	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柄杓田E(1)	北九州市門司区柄杓田（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柄杓田E(2)	北九州市門司区柄杓田（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から5までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

柄杓田	北九州市門司区柄杓田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
奥田1丁目(1)	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
奥田1丁目(2)	北九州市門司区奥田一丁目及び大字大里（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
柄杓田E(1)	北九州市門司区柄杓田（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
柄杓田E(2)	北九州市門司区柄杓田（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から5までは省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第455号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高須南	北九州市若松区高須五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成25年3月福岡県告示第456号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高須南	北九州市若松区高須五丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第305号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高須南	北九州市若松区高須南五丁目、高須南二丁目及び高須西二丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大池	北九州市若松区大池町(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高須南	北九州市若松区高須南五丁目、高須南二丁目及び高須西二丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
大池	北九州市若松区大池町(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成25年11月福岡県告示第1766号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
泉台4丁目(b)	北九州市小倉北区泉台四丁目及び八幡東区榎田一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1767号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
泉台4丁目(b)	北九州市小倉北区泉台四丁目及び八幡東区槻田一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第309号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
泉台4丁目(b)	北九州市小倉北区泉台四丁目及び八幡東区槻田一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第310号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
泉台4丁目(b)	北九州市小倉北区泉台四丁目及び八幡東区槻田一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第453号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
豊町(d)	北九州市八幡東区豊町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡

県告示第454号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
豊町(d)	北九州市八幡東区豊町(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
豊町(d)	北九州市八幡東区豊町(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大蔵2丁目	北九州市八幡東区大蔵2丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
豊町(d)	北九州市八幡東区豊町(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
大蔵2丁目	北九州市八幡東区大蔵2丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第315号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成25年5月7日福岡県告示第730号北九州都市計画道路事業3・4・65号曾根苜田線、北九州都市計画道路事業3・4・210号下曾根駅前線及び北九州都市計画駐車場12号下曾根駅北口自転車駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-65号 曾根苜田線
北九州広域都市計画道路事業 3・4・44-210号 下曾根駅前線
北九州広域都市計画駐車場事業 12号 下曾根駅北口自転車駐車場
- 3 事業施行期間

平成25年5月7日から令和7年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月20日福岡県告示第243号北九州都市計画道路事業7・7・52号J R九州筑豊本線側道2号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業7・7・44-52号J R九州筑豊本線側道2号線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から令和5年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月20日福岡県告示第244号北九州都市計画道路事業7・7・53号J R九州筑豊本線側道3号線の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業7・7・44-53号J R九州筑豊本線側道3号線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から令和5年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年2月6日福岡県告示第91号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・4・44-198号日吉台光明線（折尾五丁目工区）

3 事業施行期間

平成23年10月28日から令和5年3月31日まで

4 事業地

- (1) 取用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字長浜字橋正野1045番1及び1046番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女郡広川町大字新代1389番585
フジホーム株式会社
代表取締役 大藤 秀夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市日の里八丁目6番5及び6番16から6番20まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区下到尾津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社

代表取締役 渡部 通

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市泊字タカクリ117番1、117番4及び120番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市泊1316番地2
社会福祉法人ますみ会
理事長 楠原 康彦

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 名称
 - (1) 福岡県男女共同参画センター
 - (2) 福岡県総合福祉センター
- 2 位置
春日市原町三丁目1番地7
- 3 利用料金の承認年月日
令和2年3月11日

4 利用料金（令和2年4月1日以降）

(1) 福岡県男女共同参画センター

ア 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
音楽室	1,910円	2,550円	2,340円	4,460円	4,890円	6,800円
工芸室	1,910円	2,550円	2,340円	4,460円	4,890円	6,800円
スタジオ	1,590円	2,120円	1,910円	3,710円	4,030円	5,620円
O Aルーム	2,230円	2,980円	2,660円	5,210円	5,640円	7,870円
スタディールーム	1,910円	2,550円	2,340円	4,460円	4,890円	6,800円
セミナールーム	A	1,590円	2,120円	1,910円	3,710円	4,030円
	B	2,230円	2,980円	2,660円	5,210円	5,640円
	C	1,590円	2,120円	1,910円	3,710円	4,030円
フィットネスルーム	2,550円	3,400円	3,080円	5,950円	6,480円	9,030円

備考

- 「占用使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合をいう。
- 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(1) 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に

定める午後1時から午後5時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

(2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額
音楽室	音響装置	1式（1回）	1,140円
スタジオ	放送設備	1式（1回）	1,170円
セミナールーム	ビデオプロジェクター	1式（1回）	950円
	スライド映写機	1式（1回）	570円
	オーバーヘッドプロジェクター	1式（1回）	570円
	ダイナミックマイクロホン	1本（1回）	340円
	ワイヤレスマイクロホン	1本（1回）	920円
	床置型マイクスタンド	1本（1回）	60円
	卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円
サロン	団体専用ロッカー	1口（1月）	310円

（備考）

- この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。
- 利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

イ 個人使用の場合の利用料金

種 類	単 位	区 分	料 金（1人）
-----	-----	-----	---------

フィットネスルーム	2時間	一般	210円
		児童・生徒	100円

備考

- 「個人使用」とは、占用使用以外の場合をいう。
- 「児童・生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。
- 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額とする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(2) 福岡県総合福祉センター

ア 本館施設利用料金

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
クローバーホール	7,340円	9,780円	8,830円	17,120円	18,610円	25,950円
第1和室	1,910円	2,540円	2,330円	4,450円	4,870円	6,780円
第2和室	1,910円	2,540円	2,330円	4,450円	4,870円	6,780円
第3和室	A	1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円
	B	1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円
501研修室	3,820円	5,100円	4,570円	8,920円	9,670円	13,490円
502研修室	1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
503研修室	950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円

504研修室		950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
505研修室		950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
506研修室	A	2,230円	2,970円	2,650円	5,200円	5,620円	7,850円
	B	1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
507研修室		950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円	3,380円
508研修室	A	2,870円	3,820円	3,400円	6,690円	7,220円	10,090円
	B	2,540円	3,400円	3,080円	5,940円	6,480円	9,020円
学習室		1,910円	2,540円	2,330円	4,450円	4,870円	6,780円
視聴覚室		1,580円	2,120円	1,910円	3,700円	4,030円	5,610円
創作工房		2,230円	2,970円	2,650円	5,200円	5,620円	7,850円
調理実習室		6,060円	8,080円	7,230円	14,140円	15,310円	21,370円

イ 体育館施設利用料金

(ア) 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール	20,440円	27,250円	24,480円	47,690円	51,730円	72,170円
体育館	3,820円	5,100円	4,570円	8,920円	9,670円	13,490円
プール	夏季期間	17,880円	23,840円	21,500円	41,720円	45,340円
	温水期間	26,820円	35,770円	32,150円	62,590円	67,920円
卓球室	1室	950円	1,270円	1,160円	2,220円	2,430円
トレーニング室		7,340円	9,780円	8,830円	17,120円	18,610円
アーチェリー場		2,870円	3,820円	3,400円	6,690円	7,220円

(イ) 個人使用の場合の利用料金

種 類	単 位	区 分	料 金（1人）
体育館・卓球室	2時間	一般	310円
		児童・生徒	150円

プール	夏季期間	2時間	一般	360円
			生徒	200円
			児童	150円
	温水期間	2時間	一般	520円
			生徒	310円
			児童	200円
トレーニング室		2時間	一般	360円
			小学生・生徒	180円
アーチェリー場		2時間	一般	310円
			高校生	150円

ウ 屋外施設利用料金

区 分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
グラウンド		1,580円	2,120円	3,700円
ゲートボール場	1面	950円	1,270円	2,220円

エ 宿泊室利用料金

種 類	単 位	料金（1人）	
宿泊室	1泊	3,180円	

オ 駐車場利用料金

種 類	単 位	料金（1台）	
駐車場	2時間以内	無料	
	2時間を超えると30分ごとに	150円	

備考

- 「占有使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるものの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

- 「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるクローバーホール及び占有使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 本館施設、占有使用の場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。
 - 本館施設、占有使用の場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額
 - 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
 - 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（屋外施設の

場合を除く。)

(2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額	備 考
大ホール	演台・花台	1式(1回)	680円	
	司会者台	1式(1回)	200円	
	テーブル	1台(1回)	70円	
	いす	1脚(1回)	40円	
	つりボタン	1式(1回)	570円	
	ボーダーライト	1式(1回)	330円	
	アッパーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
	ロアーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
	サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
	シーリングライト	1台(1回)	310円	1.5キロワット
	フォロースポット	1台(1回)	1,140円	2キロワット
	フットライト	1式(1回)	280円	
	音響装置	1式(1回)	1,730円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円	
	C Dプレーヤー	1台(1回)	520円	
	移動型スピーカー	1式(1回)	470円	
はね返りスピーカー	1式(1回)	310円		
クローバーホール	演台・花台	1式(1回)	680円	
	司会者台	1式(1回)	200円	
	テーブル	1台(1回)	70円	

いす	1脚(1回)	40円	
ボーダーライト	1式(1回)	330円	
アッパーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
ロアーホリゾンライト	1式(1回)	910円	
サスペンションライト	1台(1回)	160円	500ワット
シーリングライト	1台(1回)	210円	1キロワット
フロントサイドライト	1台(1回)	210円	1キロワット
スタンド	1式(1回)	110円	
音響装置	1式(1回)	1,730円	
つりマイク装置	1式(1回)	330円	
カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円	
デジタルカセットテープレコーダー	1台(1回)	740円	
C Dプレーヤー	1台(1回)	520円	
映写機	1式(1回)	4,620円	
ステージスピーカー	1式(1回)	470円	
はね返りスピーカー	1式(1回)	310円	
研修室	音響装置	1式(1回)	1,140円
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	950円
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円
	C Dプレーヤー	1台(1回)	520円
視聴覚室	音響装置	1式(1回)	1,140円
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	950円
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	570円
	C Dプレーヤー	1台(1回)	520円
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	910円
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円

その他	オーバーヘッドプロジェクター	1式(1回)	570円	
	資料提示装置	1式(1回)	950円	
	スライド映写機	1式(1回)	570円	
	16ミリ映写機	1式(1回)	570円	
	ビデオデッキ	1式(1回)	680円	
	コンデンサーマイクロホン	1本(1回)	570円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	330円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	910円	
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	コインロッカー	1口(1回)	100円	
体育館施設	電光得点表示盤	1式(1回)	840円	
	フロアシート	1枚(1回)	270円	
	プール自動計時装置	1式(1回)	1,050円	

(備考)

- ① この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
 - ② 利用時間を超過して利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。
- 8 体育館及びアーチェリー場は2分の1の面積で、プールは1コースで占用使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びアーチェリー場は当該使用区分の利用料金の額の2分の1、プールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 9 体育館施設の個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、そ

の額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。

- 10 駐車場を2時間を超過して使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和2年3月13日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
うきは市浮羽町小塩、 浮羽町新川 (浮羽地区小塩換地区)	換地計画書の写し	令和2年3月27日から 令和2年4月24日まで	うきは市役所

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第6条第2項に基づき、福岡県立久留米スポーツセンター陸上競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県立久留米スポーツセンター陸上競技場
- 2 位置
久留米市東櫛原町170-1
- 3 利用料金の承認年月日
令和2年3月5日
- 4 利用料金（令和2年4月1日以降）

区 分		4時間以内	4時間を超えて 8時間以内	超過1時間ごと	
競技場	占有使用 入場料を徴収しない場合	児童生徒	3,340円	6,570円	860円
		一般	8,300円	16,490円	2,070円
	個人使用 入場料を徴収する場合		32,990円	65,980円	6,570円
附属施設	会議室	1時間につき		150円	
	研修室	1時間につき		350円	
設	和室	1時間につき		140円	
	シャワー室	一回		100円	
個人使用	児童生徒	単	40円	(回数券 11枚)	400円
	一般	券	50円		500円

備考

- 「占有使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設備・器具名	単 位	利用料金
陸上競技場	放送設備	1式 1日	1,230円
	ロッカー	1回	20円
	競技用器具	1式 1日	1,230円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	60円
	椅子	1脚 1回	30円

全自動電気計時装置	1式 1日	3,180円
スクリーン	1式 1回	610円
プロジェクター	1台 1回	940円

4 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金に100を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和2年1月21日（(6)本庁・カラー1は令和2年1月30日）
- 落札者の氏名及び住所並びに落札金額（(6)本庁・カラー1は契約の相手方の氏名及び住所並びに契約金額）

件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント)当たりの単価、税抜き)

(1)	本庁・モノクロ	A	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.61 円
		B			0.61 円
		C			0.61 円
		D			0.61 円
		E			0.61 円
(2)	福岡地区・モノクロ	A	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.74 円
		B			0.74 円
		C			0.74 円
		D			0.74 円
		E			0.74 円
(3)	北九州地区・モノクロ	A	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.79 円
		B			0.79 円
		C			0.79 円
		D			0.79 円
		E			0.79 円
(4)	筑豊地区・モノクロ	A	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.88 円
		B			0.88 円
		C			0.88 円
		D			0.88 円
		E			0.88 円
(5)	筑後地区・モノクロ	A	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.91 円
		B			0.91 円
		C			0.91 円
		D			0.91 円
		E			0.91 円
(6)	本庁・カラー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	2.73 円
		F (カラー)			3.20 円
(7)	本庁・カラー2	G (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.75 円
		G (カラー)			3.20 円

(8)	本庁・カラー3	H (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.42 円
		H (カラー)			2.71 円
(9)	福岡地区・カラー1	F (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.98 円
		F (カラー)			3.80 円
(10)	福岡地区・カラー2	G (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.65 円
		G (カラー)			2.95 円
(11)	福岡地区・カラー3	H (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.62 円
		H (カラー)			3.01 円
(12)	北九州地区・カラー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.70 円
		F (カラー)			5.09 円
(13)	北九州地区・カラー2	G (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.73 円
		G (カラー)			2.90 円
(14)	北九州地区・カラー3	H (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.70 円
		H (カラー)			3.90 円
(15)	筑豊地区・カラー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.77 円
		F (カラー)			5.00 円
(16)	筑豊地区・カラー2	G (モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.75 円
		G (カラー)			3.95 円
(17)	筑豊地区・カラー3	H (モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.41 円
		H (カラー)			3.24 円
(18)	筑後地区・カラー1	F (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.73 円
		F (カラー)			3.65 円
(19)	筑後地区・カラー2	G (モノクロ)	コニカミノルタジャパン株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.57 円
		G (カラー)			2.98 円
(20)	筑後地区・カラー3	H (モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.35 円
		H (カラー)			3.24 円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札（(6)本庁・カラー1は不落による随意契約）

6 入札公告日
令和元年12月6日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年3月27日から令和2年4月27日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第1工区）うきは市吉井町鷹取字一ノ上943番1並びに字二ノ上946番1、947番1、947番7、947番8及び947番10から947番17まで並びに字六反田1025番1、1025番3から1025番7まで、1025番9及び1025番10並びに字宮田1093番1及び1093番7から1093番12まで並びに字牟田1117番1、1117番6から1117番12まで及び1119番5並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企業管理者

家守 良明

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	西区愛宕二丁目の一部	令和2年3月16日
福岡市	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	早良区飯倉六丁目の一部	令和2年3月16日
糸田町	平成26年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	打越の一部	令和2年3月16日

公告

令和元年度福岡県ふぐ処理師試験（令和2年3月5日実施）の合格者を次のように発表する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

3	15	32	41	54	69
5	20	33	42	57	70
6	22	34	43	58	71
8	23	35	45	60	74

10	24	36	46	62	78
12	27	38	49	63	79
13	29	39	50	64	80
14	30	40	53	65	

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫一丁目575番1、575番4、575番6から575番8まで及び632番68
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役 青柳 俊彦

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大川市	令和2年3月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所行橋維持出張所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市大字八屋地内	令和2年3月16日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理準備組合代表から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量及び現況測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀町大字今古賀、大字木守、大字広渡、大字老良の各一部	令和2年1月14日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

カラー数値撮影、標定点の設置、数値地形図データ更新

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑後川水系支川巨瀬川	令和2年2月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

カラー数値撮影

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
矢部川水系矢部川、飯江川	令和2年2月14日

公告

消費生活協同組合法に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年3月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年3月27日から令和2年4月27日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課に備え置きます。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

令和2年3月27日

福岡県教育委員会

歴史資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
依岳神社の棟札	10枚	宗教法人依岳神社	福岡県宗像市田野1872

福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定史跡を次のように指定する。

令和2年3月27日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
城野遺跡	北九州市小倉南区城野一丁目	940番14

建造物の部

左欄		中欄	右欄					
名称	関係告示		名称	員数	構造形式	所有者	所有者住所	所在地
高祖神社 本殿・拝殿	平成24年福岡県教育委員会告示第4号	附 棟札5枚（天文十年、元龜三年、寛文二年、安永六年、文政五年）	高祖神社 本殿・拝殿	2棟	本殿 三間社流造、檜皮葺 拝殿 正面三間、側面三間、一重、入母屋造、棧瓦葺一部本瓦葺、正面石段付属 附 石造明神鳥居 1基 元禄六年刻銘 鳥居正面石段 1基 両側袖石張 棟札13枚 天文十年、元龜三年、寛文二年、安永六年、文政五年、文久三年、明治十四年、明治三十三年、大正七年、昭和十二年、昭和四十一年、昭和四十三年、昭和五十七年 板札3枚 昭和五十七年、昭和五十八～五十九年、昭和六十一～六十二年	宗教法人 高祖神社	糸島市高祖 1240番地	糸島市高祖 1240番地

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、名称等についての記載事項を同表右欄のように改める。

令和2年3月27日

福岡県教育委員会

公安委員会

福岡県公安委員会告示第54号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所

令和2年5月14日（木）から同年5月22日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
------------------------------	---	-------------------------------------

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和2年5月19日（火）から同年5月22日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時10分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という

。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和2年4月13日（月）から同年4月15日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育セン

ター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第55号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年3月27日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和2年7月1日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和2年7月2日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

令和2年5月11日(月)から同年5月13日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

- ア 必須書類

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

- (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日

間)内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。